

▼相談実績からの課題と今後の取組

※太字・下線部については令和２年度第２回協議会からの変更内容

対象	担当課	課題（想定されるリスク）		今後の取組	
子ども 若者	こども家庭相談課	①	休校やテレワーク等により、家族それぞれが自宅で過ごす時間が長くなることで、育児や家事等による精神的な負担感が高まり、児童虐待やＤＶの可能性が高まる。 児童虐待やＤＶの件数は大きく変化はないが、潜在的に児童虐待やＤＶの可能性があり、早期把握・早期対応が必要である。	①	「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、関係機関との連携強化を図る。要保護児童対策地域協議会が中核となり、対象児童等の状況について、定期的に確認する。 ⇒子育て、経済等各種相談について、必要に応じ関係機関と連携を図るなか対応を行うとともに、児童虐待やＤＶなどについては迅速な対応を行う。
	学校教育課	②	不安を感じやすい傾向にある児童・生徒が報道等の情報に触れることで、より不安が高まっている状況がある。	②	スクールカウンセラーが各学校に出向き、不安や悩みのある児童、生徒の相談対応を行う。
	すこやか生活課	③	生活環境の変化等、様々な要因から、不安が高まる人が増加する可能性がある。	③	ホームページや広報で相談窓口を周知し、関係相談窓口相談窓口周知用リーフレットを設置する。SOSの出し方に関する教育等で学校に出向き、児童・生徒に対し地域の相談窓口の周知を行う。 多様な生活様式に対応するため、相談環境の整備として、相談手段の拡大を行う。 <u>オンライン相談を４月から開始している。</u>
	学校教育課	④	新型コロナウイルス感染症の影響による家庭の経済的不安が見込まれるため、その影響が、児童・生徒にも及ぶ可能性がある。	④	<u>令和３年度より市内小中学校全てにSSWを配置し、家庭背景などによる影響がないかアセスメントを行い、必要があれば関係機関と連携をしたうえで必要な支援を行う。</u>
高齢者	地域包括支援センター	①	デイサービス等のサービス利用を控えることで、介護者負担が増加し、ストレスがたまりやすい状況である。介護負担の軽減支援が必要である。	①	ケアマネジャーや介護サービス事業所、民生委員等の地域支援者等と連携し、家族介護者訪問等を活用して介護負担の状況把握を行うなど、アウトリーチの取組を強化する。 出前講座等の事業を活用し、相談窓口（地域包括支援センター）の周知を積極的に行う。
		②	意欲低下や閉じこもりとともに筋力低下が心配される。	① ②	ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関、民生委員等の地域支援者等と連携し、高齢者およびその家族が孤立しないよう、継続して訪問活動に取り組む。また、高齢者の実態に応じ、必要なサービス利用の提案等を行う。 <u>フレイル予防のため、自宅で取り組むことができる体操のDVDを作成し、２月から高齢者、自治会、民生委員、ケアマネジャー、医療機関等へ配布した。今後は市内医療機関からも高齢者へ配布していただけるよう協力体制を構築し、より多くの高齢者へ配布し活用していただけるよう努める。</u> ※DVD配布数（約3,000枚）他にYouTubeへの掲載、冊子の自治会回覧。
		③	本人の治療経過や生活状況がわからないことにより家族の不安が高まる可能性がある。	③	病院（医療連携室等）、施設等と情報を共有し、本人、家族の不安軽減のための支援体制を構築する。（TEL、WEBの活用等）
		④	人と交流する機会の減少による孤立化防止への取組が必要である。	④	感染対策を講じた通いの場の運営について、地域の百歳体操等の自主グループ活動への助言等を行う。

対象	担当課	課題（想定されるリスク）		今後の取組	
生活困窮 無職者 失業者	健康福祉政策課	①	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、生活再建に向けた相談支援が必要なケースが今後増加する可能性がある。 生活保護の相談が増加することが想定されるため、生活支援相談課や市社協他、関係部署と連携を図りながら対応していく必要がある。	①	継続した経済的支援が必要な場合には、支援プランを立案し、生活再建に向けて支援していく。 ⇒新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続くことを踏まえ、令和2年8月にケースワーカーを1名増員し、相談体制の強化を図っている。
	商工観光課	②	心理的に不安定な相談者も多いが、生活支援・経済支援の窓口では、メンタルヘルスの相談対応に限界があり、関係機関との連携が必要である。	②	就労相談者のうち、心理的な不安定さがある等の場合、臨床心理士とのカウンセリングを行う。
	生活支援相談課	③	住宅確保給付金については、最大12か月間の給付に留まり、その後の支援を必要とする方には、具体的な支援プランを考えていく必要がある。	③	<u>相談者の悩みに対して寄り添った相談を実施し、必要な支援制度を案内していく。また引き続き、困窮からの脱却に向け、本人と課題を共有し、法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組む。</u> <u>さらに、重層的支援体制の枠組みの中で、あらゆる相談を受け止め、相談者に寄り添った支援を行うとともに、重層的支援会議を実施することで、制度の狭間にあるケースや複雑なケースに対応できるよう努める。</u>
働く人	商工観光課	①	新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たず、特に売上減少が生活に直結する個人事業主は強い心理的負担がある。	① ②	相談者から聞き取りを行い、課題を整理することで、必要な支援につなげる。
		②	担当課だけでは、精神衛生を含む生活支援相談への対応には限界がある。 特に個人事業主の場合は経営相談と生活相談が重複する場合があります、必要に応じて関係課との連携が必要である。	②	金融支援制度を拡充し、資金需要に低コストで対応する体制を整備する。 相談内容に応じて、関係機関と連携し対応する。
		③	複合的な要因を抱える相談者が多く、就労につながるまでに長期にわたり、様々な対策が必要と考えられる。	③	労働市場は依然厳しい状況にあることから、今後も就労相談・生活相談を一体的に実施する。
		④	機微な相談内容となるため、密室（相談室）での実施となるが、感染リスクが懸念され中止した期間がある。今後も感染が拡大した場合は実施が困難となる可能性がある。	④	感染対策を徹底しつつ、就業者・就業希望者のメンタルヘルスケアを継続する。